

入間市国民健康保険条例改正要旨

◆出産育児一時金の見直し【令和4年1月1日から施行】

健康保険法施行令の一部が改正（令和3年8月4日公布、令和4年1月1日施行）され、出産育児一時金の額及び加算額が見直しされたことに伴い条例の改正を行う。

〔改正の内容〕

現行の出産育児一時金については404,000円、加算額として16,000円、総額420,000円を支給している。

この加算額については、産科医療補償制度（注1）の掛金の額であり、今回、当該掛金が16,000円から12,000円に引き下げられた。

しかし、出産育児一時金等の支給総額については、少子化対策としての重要性に鑑み、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和2年12月23日）において、420,000円を維持すべきとされた。

このことを踏まえ、出産育児一時金については404,000円から408,000円に引き上げる。また、加算額については16,000円から12,000円に引き下げる。

（注1）産科医療補償制度とは、通常妊娠・分娩にもかかわらず重度脳性麻痺になった児童と家族に1件当たり3,000万円を補償する制度。

支給項目	改正前	改正後	差額
出産育児一時金	404,000円	408,000円	4,000円
加算額	16,000円	12,000円	△4,000円
支給総額	420,000円	420,000円	0円